

魚津市省エネ診断等支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内で事業を営んでいる個人又は法人（以下「事業者等」という。）の脱炭素経営に向けた取組を支援するため、予算の範囲内において魚津市省エネ診断等支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、魚津市補助金等交付規則（平成2年魚津市規則第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 省エネ診断等 次に掲げる省エネルギー及び再生可能エネルギー利用促進のための診断をいう。

ア 一般財団法人省エネルギーセンターが実施する省エネ最適化診断

イ 一般社団法人環境共創イニシアチブの登録診断機関が実施するウォークスルー診断（工場・事業所全体プラン）又はIT診断で、再生可能エネルギーの導入・活用の提案を含めた診断

ウ 前2号に掲げるもののほか、同水準のエネルギー診断

(2) 再生可能エネルギー 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第3項に規定する再生可能エネルギー源をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる事業者等は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 令和8年6月1日以降に省エネ診断等を受けていること。

(2) 市内に事業所又は事務所を有する事業者等であること。

(3) 市税等の滞納がないこと。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付の対象としないこととする。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）に該当するとき。

(2) 法人にあっては、役員のうち暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）に該当するとき。

(3) 法人でない団体にあつては、団体の代表者が暴力団員に該当するとき。

(4) 個人にあつては、暴力団員に該当するとき。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金交付の対象となる経費は、省エネ診断等に係る診断料とし、上限額は4万円とする。

(補助金の申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする事業者等(以下「申請者」という。)は、魚津市省エネ診断等支援事業補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 診断料を支払ったことが分かる書類(領収書の写し等)

(2) 申請者名義の振込先口座が分かる書類

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定及び額の確定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否の決定及び額の確定をするものとする。

2 市長は、前項の交付の可否の決定及び額の確定をしたときは、その結果を魚津市省エネ診断等支援事業補助金交付決定兼額の確定通知書(様式第2号)又は魚津市省エネ診断等支援事業補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (令和8年5月13日魚津市告示第131号)

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

魚津市長 宛

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者名

魚津市省エネ診断等支援事業補助金交付申請書兼実績報告書

魚津市省エネ診断等支援事業補助金交付要綱第 5 条の規定により、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添え、下記のとおり申請及び報告します。

なお、申請に際し、住民基本台帳、市税等の納入状況等市が有する情報のうち、審査が必要なものについて、市の職員が閲覧することに同意します。

記

1 診断料 円

2 申請額 円

3 添付書類

(1) 診断料を支払ったことが分かる書類（領収書の写し等）

(2) 申請者名義の振込先口座が分かる書類

4 振込先金融機関

金融機関名		本・支店名	
口座種目		口座番号	
フリガナ			
口座名義			

様式第2号（第6条関係）
魚津市指令 第 号

住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者名

魚津市省エネ診断等支援事業補助金交付決定兼額の確定通知書

年 月 日付けで申請のあった、魚津市省エネ診断等支援事業補助金
については、魚津市省エネ診断等支援事業補助金交付要綱第6条の規定によ
り補助金 円を交付し、併せて、補助金の額を確定します。

年 月 日

魚津市長

様式第 3 号（第 6 条関係）
魚津市指令 第 号

住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者名

魚津市省エネ診断等支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった魚津市省エネ診断等支援事業補助金については、魚津市省エネ診断等支援事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、次の理由で不交付を決定しましたので通知します。

年 月 日

魚津市長

交付しない理由